

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 4月 2日
【発行者名】	平和不動産リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 東原 正明
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5番 1号
【事務連絡者氏名】	平和不動産アセットマネジメント株式会社 業務管理部長 斉藤 卓也
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5番 1号
【電話番号】	03-5402-8731
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人に以下の通り異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

本投資法人の主要な関係法人の異動

変更の理由

本投資法人の特別口座管理機関であった中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、住友信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と、住友信託銀行株式会社を吸収合併存続会社とする（同社は同日付で商号を三井住友信託銀行株式会社に変更）吸収合併を行いました。これにより、三井住友信託銀行株式会社は、同日付で、中央三井信託銀行株式会社から、本投資法人の特別口座管理機関の地位を承継しました。

これに伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（イ）主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称：三井住友信託銀行株式会社

主要な関係法人でなくなった法人の名称：中央三井信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額

三井住友信託銀行株式会社：平成24年4月1日現在 3,420億円

中央三井信託銀行株式会社：平成23年9月30日現在 3,996億円

（ハ）関係業務の概要

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として、特別口座管理に関する一般事務委託契約に基づき行う、振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務、振替手続に関する事務、投資口取得者等による特別口座開設等請求に関する事務、総投資主報告に関する事務、加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務、並びに加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務その他振替制度の運営に関する事務。

異動の年月日

平成24年4月1日